

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都 道 府 県 名 : 鳥取県
農 業 委 員 会 名 : 智頭町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

☒ ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	広報誌・ホームページに掲載。
改善措置	—
周知していない場合、 その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

☒ ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した 期間	2日間
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

☒ ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

☒ ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局での閲覧・ホームページ掲載。
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 22 件、うち許可 22 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当農業委員へ調査依頼するときには、許可申請書の写し一式を送付。確認は農業委員に一任する。			
	是正措置	－			
総会等での審議	実施状況	事務局が議案ごとに説明し審議を行う。特に地元農業委員の意見等を参考にしながら、審議を行っている。			
	是正措置	－			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		22件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件	
	是正措置	－			
審議結果等の公表	実施状況	事務局での閲覧・議事録をホームページに掲載。			
	是正措置	－			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	－			

(2) 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 11 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当農業委員へ調査依頼するときには、許可申請書の写し一式を送付。確認は農業委員に一任する。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局が議案ごとに説明し審議を行う。特に地元農業委員の意見等を参考にしながら、審議を行っている。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	事務局での閲覧・議事録をホームページに掲載。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	0 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	0 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	0 法人
	提出しなかった理由	—
	対応方針	—
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	—

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借件数 70 件 公表時期 平成28年 3月
		情報の提供方法: 広報誌・ホームページに掲載。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 110 件 取りまとめ時期 平成28年 2月
		情報の提供方法: 事務局で閲覧に供している。
	是正措置	ホームページに掲載。
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 707 ha 整備方法 システム更新
		データ更新: 権利移動・転用は総会終了時、住民基本台帳・固定資産台帳との照合は毎年2月に更新する。
	是正措置	—

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	なし
農地転用に関する事務	なし
農業生産法人からの報告への対応	なし
情報の提供等	なし
その他法令事務に関するもの	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

Ⅱ 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	707.09ha	7.39ha	1.05%
課 題	高齢化、後継者不足、離農者、不在地主が多くなり耕作放棄地は年々増加傾向にある。耕作放棄地は山間部で鳥獣被害も多く、担い手も受け手がいない。地域の農業・環境の悪化の原因にもなり早急に解決する必要がある。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5.00ha	46.63ha	932.60%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査員数(実数)		調査結果取りまとめ時期				
		9月～10月		16人		11月～1月				
		調査方法	担当調査区の農業委員3名程度で現地の利用状況を確認した。							
遊休農地への指導		実施時期： 月～ 月								
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査員数(実数)		調査結果取りまとめ時期				
		9月～10月		16人		11月～1月				
		調査方法	平成22年度に実施した利用状況調査結果を基本に、各農業委員が担当区域で遊休農地を重点に調査を行った。							
	遊休農地への指導	実施時期： 月～ 月								
	指導件数：		件	指導面積：		ha	指導対象者：	人		
	遊休農地である旨の通知			件数：		件	面積：	ha	対象者：	人
				件数：		件	面積：	ha	対象者：	人
その他の取組状況		農業委員による、農地パトロールの実施。								

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	遊休農地を重点に利用状況調査を行い、非農地決定をした。
活動に対する評価の案	遊休農地を重点に利用状況調査を行い、農地台帳の充実を図ることができた。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	遊休農地を重点に利用状況調査を行い、非農地決定をした。
活動に対する評価	遊休農地を重点に利用状況調査を行い、農地台帳の充実を図ることができた。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	農家数	945戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	491戸	6経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	0法人			
課 題	規模拡大を求め、農地の集約化が進む農家がある一方、規模縮小・廃農化が増加する傾向が目立ち始めた。規模拡大農家では、智頭米のブランド化を積極的に行い「智頭のおいしい米」をPRしており、今後が期待できる一方、従事者の高齢化と兼業農家での所得安定が望めないため規模縮小農家が増加している。山間や未整備田の遊休化が進行することが懸念される。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	1経営	0法人	0団体
実 績 ②	0経営	0法人	0団体
達 成 状 況 (②/①×100)	0%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	町と連携して制度の周知と農業委員からの情報収集を行い個別の掘り起こしに努める。	町と連携して制度の周知と普及を行う。	町と連携して制度の周知と普及を行う。
活動実績	町と連携して個々の掘り起こしに努めた。	町と連携して個々の掘り起こしに努めた。	町と連携して個々の掘り起こしに努めた。

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	個別の掘り起こしで活動し、実績にはつながらなかったが、目標値は妥当であった。	町と連携して制度の周知と普及を行う。	町と連携して制度の周知と普及を行う。
活動に対する評価の案	今年も年間を通じ、継続的に個々の掘り起こしに努めるも成果を得られなかった。	制度の周知と積極的な普及活動が必要。	制度の周知と積極的な普及活動が必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	個別の掘り起こしで活動し、実績にはつながらなかったが、目標値は妥当であった。	町と連携して制度の周知と普及を行う。	町と連携して制度の周知と普及を行う。
活動に対する評価	今年も年間を通じ、継続的に個々の掘り起こしに努めるも成果を得られなかった。	制度の周知と積極的な普及活動が必要。	制度の周知と積極的な普及活動が必要。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	707. 09ha	158. 19ha	22.37%
課 題	担い手の耕作する農地が分散し、作業効率が悪いいためコスト増となっている現状である。このため、集団農地を集積するよう協力していく必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②／①×100)
5. 0ha	137. 8ha	2756.00%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の貸し手・借り手の情報を収集するとともに、認定農業者及び経営拡大の者に要望を聞く機会を設定し、地権者と農地の調整活動に努める。
活動実績	規模拡大農家への農地情報の提供ができた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	規模縮小・廃農化が進み、規模拡大農家が増加したため、目標が達成できた。
活動に対する評価の案	条件不利農地の権利移動が困難で、借り手が居ない状況。遊休化に歯止めをかける工夫が必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	規模縮小・廃農化が進み、規模拡大農家が増加したため、目標が達成できた。
活動に対する評価	条件不利農地の権利移動が困難で、借り手が居ない状況。遊休化に歯止めをかける工夫が必要。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	707.09ha	0ha	0%
課 題	農地パトロールを一層強化し、新たな違反転用を発生させないように努める。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員による日常のパトロールを強化し、違反転用を発生させないように努めるとともに広報等で周知する。
活動実績	広報・ホームページに掲載し啓発するとともに、農業委員による日常農地パトロールが強化されたこともあり、違反転用を未然に防ぐことができた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標どおり、違反転用が無かったことは、農地法への理解が進んでいるものと評価できる。
活動に対する評価の案	広報・ホームページに掲載したことや、農業委員による日常農地パトロールが強化されたことで、違反転用を未然に防ぐことができた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	目標どおり、違反転用が無かったことは、農地法への理解が進んでいるものと評価できる。
活動に対する評価結果	広報・ホームページに掲載したことや、農業委員による日常農地パトロールが強化されたことで、違反転用を未然に防ぐことができた。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。